



埼玉県報

号外第 5 号
平成 31 年(2019 年)
4 月 2 日
火曜日

目次

告示

- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第 1 区 草加市）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙立会人のくじの日時及び場所（南第 2 区 川口市）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第 2 区 川口市）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第 3 区 さいたま市西区）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第 4 区 さいたま市北区）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第 5 区 さいたま市大宮区）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第 6 区 さいたま市見沼区）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第 7 区 さいたま市中央区）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第 8 区 さいたま市桜区）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第 9 区 さいたま市浦和区）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第 10 区 さいたま市南区）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第 11 区 さいたま市緑区）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第 12 区 さいたま市岩槻区）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第 13 区 上尾市・伊奈町）（選挙管理委員会）
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限（南第 14 区 桶川市）（選挙

管理委員会)

- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (南第 15 区 北本市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (南第 16 区 鴻巣市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (南第 17 区 志木市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (南第 18 区 新座市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (南第 20 区 戸田市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (南第 21 区 朝霞市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (西第 1 区 所沢市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (西第 2 区 入間市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (西第 3 区 飯能市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (西第 4 区 狭山市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (西第 6 区 富士見市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (西第 7 区 川越市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (西第 8 区 日高市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (西第 9 区 毛呂山町・越生町・鳩山町) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (西第 10 区 坂戸市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (西第 11 区 鶴ヶ島市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (西第 12 区 東松山市・川島町・吉見町) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (北第 1 区 秩父市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (北第 2 区 横瀬町・皆野

町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村) (選挙管理委員会)

- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (北第4区 深谷市・美里町・寄居町) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (北第5区 熊谷市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (東第1区 行田市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (東第2区 羽生市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (東第3区 加須市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (東第4区 久喜市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (東第6区 白岡市・宮代町) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (東第7区 春日部市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (東第8区 越谷市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (東第9区 八潮市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (東第10区 三郷市) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (東第11区 幸手市・杉戸町) (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の参観人員の制限 (東第12区 吉川市・松伏町) (選挙管理委員会)

告 示

埼玉県選管告示第二十六号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成三十一年四月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

選挙区	選挙会の日時	選挙会の場所
南第一区 草加市	平成三十一年四月七日 午後九時十分	草加市スポーツ健康都市記念体育館
南第二区 川口市	平成三十一年四月七日 午後八時四十分	川口市立高等学校第二体育館
南第三区 さいたま市西区	平成三十一年四月七日 午後八時五十分	三橋総合公園体育館
南第四区 さいたま市北区	平成三十一年四月七日 午前十時	北区役所二階B会議室
南第五区 さいたま市大宮区	平成三十一年四月七日 午後八時五十分	さいたま市立大宮小学校体育館
南第六区 さいたま市見沼区	平成三十一年四月七日 午後八時五十分	大宮武道館
南第七区 さいたま市中央区	平成三十一年四月七日 午後八時五十分	さいたま市与野体育館
南第八区 さいたま市桜区	平成三十一年四月七日 午後八時五十分	さいたま市記念総合体育館
南第九区 さいたま市浦和区	平成三十一年四月七日 午後八時五十分	浦和駒場体育館
南第十区 さいたま市南区	平成三十一年四月七日 午後八時五十分	さいたま市立浦和南高等学校体育館
南第十一区 さいたま市緑区	平成三十一年四月七日 午前十時	緑区役所三階大会議室
南第十二区 さいたま市岩槻区	平成三十一年四月七日 午前九時	岩槻区役所四階第五会議室
南第十三区 上尾市・伊奈町	平成三十一年四月八日 午前九時三十分	上尾市役所七階大会議室
南第十四区 桶川市	平成三十一年四月七日 午後九時	桶川市立桶川小学校体育館

西第七区 川越市	西第六区 富士見市	西第五区 ふじみ野市・三芳町	西第四区 狭山市	西第三区 飯能市	西第二区 入間市	西第一区 所沢市	南第二十二区 和光市	南第二十一区 朝霞市	南第二十区 戸田市	南第十九区 蕨市	南第十八区 新座市	南第十七区 志木市	南第十六区 鴻巣市	南第十五区 北本市
午後九時 平成三十一年四月七日	午後九時 平成三十一年四月七日	午後二時 平成三十一年四月八日	午後九時 平成三十一年四月七日	午前十時 平成三十一年四月七日	午前十時 平成三十一年四月七日	午後九時 平成三十一年四月七日	午後八時五十分 平成三十一年四月七日	午後九時 平成三十一年四月七日	午後九時 平成三十一年四月七日	午前十時 平成三十一年四月八日	午後八時五十分 平成三十一年四月七日	午後九時 平成三十一年四月七日	午前十時 平成三十一年四月七日	午後九時 平成三十一年四月七日
川越運動公園総合体育館	富士見市立市民総合体育館	A三〇二会議室 ふじみ野市役所本庁舎三階	狭山市民総合体育館	会議室一 飯能市役所本庁舎別館二階	入間市役所四階大会議室	所沢市民体育館	和光市中央公民館体育室	育館 朝霞市立朝霞第十小学校体	戸田市役所五階大会議室	蕨自治会館二階小会議室	新座市民総合体育館	志木市民体育館二階競技場	一会議室 鴻巣市役所会議室棟一〇〇	リーナ 北本市体育センターメインア

東第四区 久喜市	東第三区 加須市	東第二区 羽生市	東第一区 行田市	北第五区 熊谷市	居町 北第四区 深谷市・美里町・寄居町	北第三区 本庄市・神川町・上里町	北第二区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	北第一区 秩父市	西第十三区 滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	西第十二区 東松山市・川島町・吉見町	西第十一区 鶴ヶ島市	西第十区 坂戸市	西第九区 毛呂山町・越生町・鳩山町	西第八区 日高市
午前十時 平成三十一年四月七日	午後九時 平成三十一年四月七日	午前九時 平成三十一年四月八日	午後九時 平成三十一年四月七日	午前十時 平成三十一年四月七日	午前十一時 平成三十一年四月八日	午前十時 平成三十一年四月八日	午前十時 平成三十一年四月八日	午後一時 平成三十一年四月八日	午前十時 平成三十一年四月七日	午後一時三十分 平成三十一年四月八日	午前九時三十分 平成三十一年四月七日	午後九時 平成三十一年四月七日	午前九時 平成三十一年四月八日	午後九時 平成三十一年四月七日
久喜市役所四階第三会議室	加須市民体育館	室 羽生市役所三階三〇三会議室	行田市総合体育館	三東 熊谷市役所六階会議室六〇	議室 深谷市役所本庁舎三階大会	本庄市役所五〇四会議室	皆野町役場二〇一会議室	秩父市役所本庁舎四階第三 委員会室	小川町役場三階大会議室	会室 東松山市役所三階第二委員	鶴ヶ島市役所三階庁議室	育室 坂戸市民総合運動公園大体	議室 毛呂山町役場三階三〇一會	日高市文化体育館

東第十二区 吉川市・松伏町	東第十一区 幸手市・杉戸町	東第十区 三郷市	東第九区 八潮市	東第八区 越谷市	東第七区 春日部市	東第六区 白岡市・宮代町	東第五区 蓮田市
午前十時 平成三十一年四月八日	午前九時三十分 平成三十一年四月七日	午後九時 平成三十一年四月七日	午前九時三十分 平成三十一年四月七日	午後九時 平成三十一年四月七日	午前十時 平成三十一年四月七日	午前十時 平成三十一年四月八日	午後九時 平成三十一年四月七日
吉川市役所二〇二会議室	議室 幸手市役所第二庁舎第二会議室	三郷市勤労者体育館	八潮市役所二階第二会議室	越谷市立総合体育館	会室 春日部市役所二階第一委員	三 白岡市役所四階会議室四〇	蓮田市総合市民体育館

告 示

埼玉議選南第一区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第一区 草加市における選挙会の参観人数を二百人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙南第一区 草加市選挙長 鈴木 眞 治

告 示

埼議選南第二区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第二区 川口市における選挙立会人となるべき者につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条の規定により行うべきくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙南第二区 川口市選挙長 岩 澤 勝 徳

一 日時 平成三十一年四月五日午後一時三十分

二 場所 川口市役所本庁舎五階大会議室

告 示

埼玉選挙南第二区告示第三号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第二区 川口市における選挙会の参観人数を五十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙南第二区 川口市選挙長 岩 澤 勝 徳

告 示

埼玉議選南第三区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第三区 さいたま市西区
における選挙会の参観人数を四十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙南第三区 さいたま市西区選挙長

松 田 邦 彦

告 示

埼玉議選南第四区告示第三号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第四区 さいたま市北区
における選挙会の参観人数を四十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙南第四区 さいたま市北区選挙長

松 村 文 男

告 示

埼玉議選南第五区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会一般選挙南第五区 さいたま市大宮区における選挙会の参観人数を二十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙南第五区 さいたま市大宮区選挙長

石 塚 眞

告 示

埼玉議選南第六区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第六区 さいたま市見沼区における選挙会の参観人数を五十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙南第六区 さいたま市見沼区選挙長

川 上 正 利

告 示

埼玉議選南第七区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会一般選挙南第七区 さいたま市中央区における選挙会の参観人数を二十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙南第七区 さいたま市中央区選挙長

増岡 一夫

告 示

埼玉議選南第八区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第八区 さいたま市桜区における選挙会の参観人数を四十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙南第八区 さいたま市桜区選挙長

土 橋 貞 夫

告 示

埼玉議選南第九区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会一般選挙南第九区 さいたま市浦和区における選挙会の参観人数を五十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙南第九区 さいたま市浦和区選挙長

利 根 昇

告 示

埼玉議選南第十区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十区 さいたま市南区
における選挙会の参観人数を二十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙南第十区 さいたま市南区選挙長

小 宮 義 夫

告 示

埼玉議選南第十一区告示第三号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十一区 さいたま市緑区における選挙会の参観人数を二十五人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙南第十一区 さいたま市緑区選挙長

花 岡 能理雄

告 示

埼玉議選南第十二区告示第三号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十二区 さいたま市岩槻区における選挙会の参観人数を五人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙南第十二区 さいたま市岩槻区選挙長

櫻 井 隆

告 示

埼玉議選南第十三区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十三区 上尾市・伊奈町における選挙会の参観人数を二十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙南第十三区 上尾市・伊奈町選挙長

日 水 正 敏

告 示

埼玉選南第十四区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十四区 桶川市における選挙会の参観人数を五十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙南第十四区 桶川市選挙長 柳 川 達 郎

告 示

埼 議 選 南 第 十 五 区 告 示 第 二 号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十五区 北本市における選挙会の参観人数を三百人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙南第十五区 北本市選挙長 新 井 保 好

告 示

埼玉議選南第十六区告示第三号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十六区 鴻巣市における選挙会の参観人数を二十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙南第十六区 鴻巣市選挙長 福田 英 機

告 示

埼玉選南第十七区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十七区 志木市における選挙会の参観人数を五十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙南第十七区 志木市選挙長 廣 島 直 子

告 示

埼玉議選南第十八区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第十八区 新座市における選挙会の参観人数を五十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙南第十八区 新座市選挙長 鈴木 茂

告 示

埼玉県議選南第二十区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第二十区 戸田市における選挙会の参観人数を五十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙南第二十区 戸田市選挙長 駒崎 恭子

告 示

埼玉選南第二十一区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙南第二十一区 朝霞市における選挙会の参観人数を百人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙南第二十一区 朝霞市選挙長 細 田 昭 司

告 示

埼玉選西第一区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第一区 所沢市における選挙会の参観人数を百人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙西第一区 所沢市選挙長 竹内利明

告 示

埼玉選西第二区告示第三号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第二区 入間市における選挙会の参観人数を五十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙西第二区 入間市選挙長 瀧澤 啓 次

告 示

埼玉選西第三区告示第三号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第三区 飯能市における選挙会の参観人数を二十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙西第三区 飯能市選挙長 島 田 和 孝

告 示

埼玉選西第四区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第四区 狭山市における選挙会の参観人数を七十五人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙西第四区 狭山市選挙長 渡 邊 起 治

告 示

埼玉選西第六区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第六区 富士見市における選挙会の参観人数を百人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙西第六区 富士見市選挙長 佐藤 清康

告 示

埼玉選挙西第七区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第七区 川越市における選挙会の参観人数を五十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙西第七区 川越市選挙長 堀 越 孝

告 示

埼玉選西第八区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第八区 日高市における選挙会の参観人数を五十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙西第八区 日高市選挙長 石 元 登

告 示

埼玉選西第九区告示第三号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第九区 毛呂山町・越生町・鳩山町における選挙会の参観人数を五人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙西第九区 毛呂山町・越生町・鳩山町選挙長

安 西 豊 毅

告 示

埼玉選西第十区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第十区 坂戸市における選挙会の参観人数を三十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙西第十区 坂戸市選挙長 高 篠 一

告 示

埼玉選西第十一区告示第三号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第十一区 鶴ヶ島市における選挙会の参観人数を十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙西第十一区 鶴ヶ島市選挙長 水 田 英 夫

告 示

埼玉選西第十二区告示第三号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙西第十二区 東松山市・川島町・吉見町における選挙会の参観人数を十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙西第十二区 東松山市・川島町・吉見町選挙長

嶋 野 憲 治

告 示

埼玉選北第一区告示第三号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙北第一区 秩父市における選挙会の参観人数を二人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙北第一区 秩父市選挙長 阿部 重則

告 示

埼玉選北第二区告示第三号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙北第二区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村における選挙会の参観人数を三十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙北第二区 横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町

・東秩父村選挙長 中 英 二

告 示

埼玉選北第四区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙北第四区 深谷市・美里町・寄居町における選挙会の参観人数を十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙北第四区 深谷市・美里町・寄居町選挙長

野 邊 邦 男

告 示

埼玉選北第五区告示第三号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙北第五区 熊谷市における選挙会の参観人数を十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙北第五区 熊谷市選挙長 戸 森 重 雄

告 示

埼玉選東第一区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第一区 行田市における選挙会の参観人数を百人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙東第一区 行田市選挙長 江 森 保

告 示

埼玉選東第二区告示第三号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第二区 羽生市における選挙会の参観人数を五人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙東第二区 羽生市選挙長 小林 良 一

告 示

埼玉選東第三区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第三区 加須市における選挙会の参観人数を百人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙東第三区 加須市選挙長 横 田 富 司

告 示

埼玉選東第四区告示第三号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第四区 久喜市における選挙会の参観人数を五人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙東第四区 久喜市選挙長 高橋 和雄

告 示

埼玉選東第六区告示第三号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会一般選挙東第六区 白岡市・宮代町
における選挙会の参観人数を十五人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙東第六区 白岡市・宮代町選挙長 松 原 弘

告 示

埼玉選挙区第七区告示第三号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第七区 春日部市における選挙会の参観人数を十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙東第七区 春日部市選挙長 濱野 高 広

告 示

埼玉選東第八区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第八区 越谷市における選挙会の参観人数を三百人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙東第八区 越谷市選挙長 瀧 田 英 夫

告 示

埼玉議選東第九区告示第三号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第九区 八潮市における選挙会の参観人数を二十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙東第九区 八潮市選挙長 昼間悦子

告 示

埼玉選東第十区告示第二号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第十区 三郷市における選挙会の参観人数を百人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙東第十区 三郷市選挙長 永塚 光 洋

告 示

埼玉議選東第十一区告示第三号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第十一区 幸手市・杉戸町における選挙会の参観人数を十人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙東第十一区 幸手市・杉戸町選挙長

中 村 安 文

告 示

埼玉議選東第十二区告示第三号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙東第十二区 吉川市・松伏町における選挙会の参観人数を五人に制限する。

平成三十一年四月二日

埼玉県議会議員一般選挙東第十二区 吉川市・松伏町選挙長

山 崎 秀 雄